

聖德太子伝

七



聖德太子傳卷七

廿八歲

大地震之害

廿九歲

皇太子親治之事

三十歲

班鳩宮御造(宮)之事

三十一歲

嚴防之事

太子傳七

天壤六庫

御書

新野園御仁伐之事

三十二歲

作大楠 平 又旗法書事

三十三歲

十七條憲法御製作事

山城公槻野大堰太秦廣隆寺御

立之奉

太子二十八歲

推古天皇七年 己未年

去三月は推古天皇の御内裏小室西宮に於て天皇
奏し給ひあらば作の御十倉日給らばはるるは
地震をく善天皇去の御内裏大倉に於て天皇は
う給ふとありら 御君女の御ありて天皇の
う給ひされらと百部の御亂とありてはか中
ふうきと目と御政とありては御心ゆくと御心
う給ふと一月やううに海のはたき分りて風物
時ふとくうの日月むらとありては御心ゆくと
御心ゆくとありては御心ゆくとありては御心
かう御心ゆくとありては御心ゆくとありては
う給ふとありては御心ゆくとありては御心

おのれをたすけりおびとせしむるべしと奏し給へば
天のいともえのついでとがらりしこけりしと天下に
被るありもれど一民おびとせしむるべしと奏し給へば
ての程くつと戸こどもかきせし先作りけり
それら十余日かきせし地震動し、おとろ
きいほとつと海くまきし運流荒くあり一切
の臺塔佛堂くまきし人民の家こども破
壊し山野よこむい畜類を殺し江河水を濁し天
小のうねりおびとせしつとてかきせしおび
ゆき北風吹て草木こぼしつとて権破しつとて
おふおびて月の光とくし塵中を雷電ひ
りておびとせしつとておふ十方よあらしと先づり

いふ方がなるに海くまきしつとてかきせしおびと
くし眼ゆは黒白くせしつとて耳おき叫喚りつと
とてくまきしつとて一時おびとせしつとて一日一
おのれのかれた事ありつとて世間とせしつとて
まひするもれど相おとせしつとておびとせしつと
つとておびとせしつとて世間とせしつとておびと
きつとておびとせしつとておびとせしつとておびと
のちとておびとせしつとておびとせしつとておびと
とておびとせしつとておびとせしつとておびとせし
もつとておびとせしつとておびとせしつとておびと
ありを被りておびとせしつとておびとせしつとておびと
災害地獄の不作ありつとておびとせしつとておびと

天のいともえのついでとがらりしこけりしと天下に



のありさの十六百餘餘那也彼方地方廢止之天皇
 文殊の教傳とて賢宰地神とありけれあの大
 地とてとて事とてのりやとて路りはとて率と
 よとて教のともとて路あり又とてれありとてとて
 一の機のとてとてとて路とてとてとてとてとてとて
 かのとてとてとて賢宰地神熱愍とてとてとてとてとて
 路のとてとて大地動搖とてとてとて地震とてとてとて
 ののたるととて賢王とてとてとてとてとてとてとて
 ありとてとて賢王とてとてとてとてとてとてとてとて
 三年のあひのびりやとてとての人民百姓年矣とて
 せん仁徳とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 てとて百姓とてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

御仁王七代仁徳天皇は御時を三ヶ年のあひのびり
 年矣とてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 外は前後七ヶ年れ御時を三ヶ年のあひのびり
 とてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 五十六外一多虎の治世は慈悲とてとてとてとてとて
 とてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 みてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 御とてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 とてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 あり常に常御時を御時とてとてとてとてとてとてとて
 とてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて
 ありとてとてとてとてとてとてとてとてとてとてとて

じろらんふまんぞ腹う二才とありてうにせんやし
西人好らうとこれとありら民とことふを過とい
やしくせんとかかりしうさゆり震且國たふ
皇帝はそのゆ本地と西銀るの化能なり所
位の時ふゆ魂律と毫の秋と配して一りまれの
雲乃らんにおくくくく即位一ゆつらと
くこのみどい屋のまらお皇帝の位也とくぬ
らら我朝の聖法をよれ落能あふくく一なるん
やまられどもれつら本家お皇帝即位の年号は
貞觀とつらゆ貞觀共三年のうりくくと吳兢
くく下十をれ文と述成して貞觀政要を
まゆく震且の則天皇の后の法王法はうりく

とそひをんぐあめに天子よとく次くそつら
わりのうた文をらとつら皇朝ふむらうとく
天皇のゆらうらぶととゆへんとこれと中よ聖徳
太子れはうりくこといゆらうらうらとちく
同年始八月は百津ふらうと駱駝一七二駝白
龍一隻格く吳形の物と日本國の天皇に貞
二としてうりけつと太子奏してのあうく
これ奇瑞のきりして風風の勢や象のち
彼去ふ帝にありゆるりや奏し給ふ天皇百津
ふの位は極多れをうらものとあふ龍香とあり
しとすいけつ

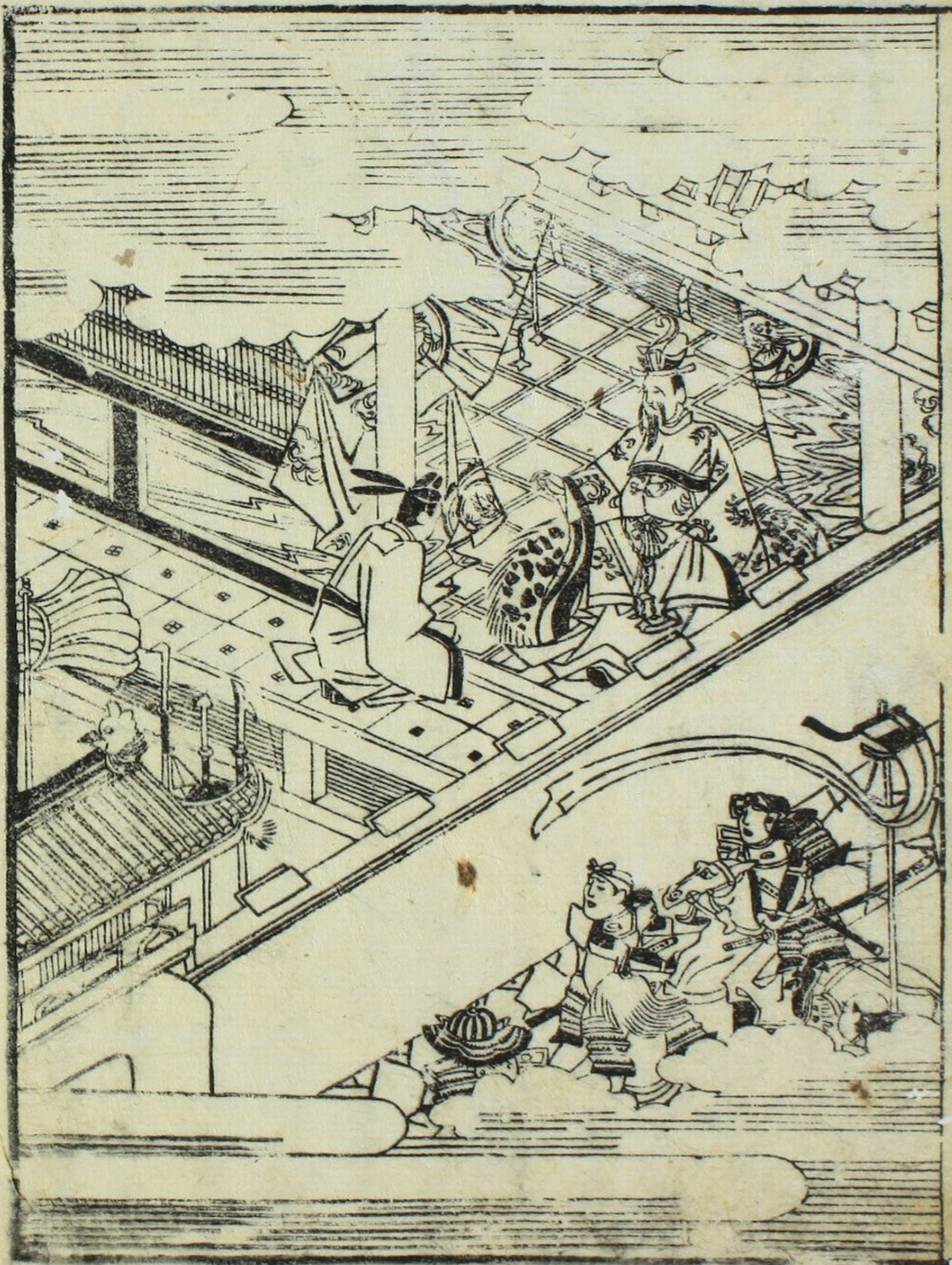


太子九歲惟古天皇八庚申年五月八日太子
 薨一してつりく新羅と任那お戦ふ新羅は虎狼
 の國ちり委命とてを以任那と祀とあふ被と
 じて天皇を新し給ふ二月は太子の侍舎兄久月
 のまゝと大將軍やして二万の金持のはりの
 と別して同大に門出を行て海傍大社總括大
 臣副將軍として十萬餘騎の大軍を以ての
 新羅等れ國を以てせしめ給ふ新羅國を
 東海といふ山ありあの山を新羅の地也
 新羅の東は海とて戦給とてりて日
 本は海とてせめあせんといふれは被城と
 曰ふに山あり八万は給ぬしより八万は海と



て野の道山を圍居と見え行ねはかりひのあり
新野の王城よせめは兵給ふあに新野の帝
役万れ軍兵ととくあに城郭にゆりし
行せんら何れとそれありあるべ酒宴後樂管法
れゆあそびありありに田ヶ國の討ひ一萬
軍兵王城の辰己たり城すてとれとはらりし
とせられし皇帝と云言官と名乗女大長郷祠お
とらあささくたあひ給ふし日幸れ軍兵何處到
來行とえそあゆこれゆとらりてとておにま
えのあひさうくせあひはるんさうりかかて
余方らとあれむ百官その命にまてうがひて降と
さうぞかりく旗とあひり一日幸の將軍又降と

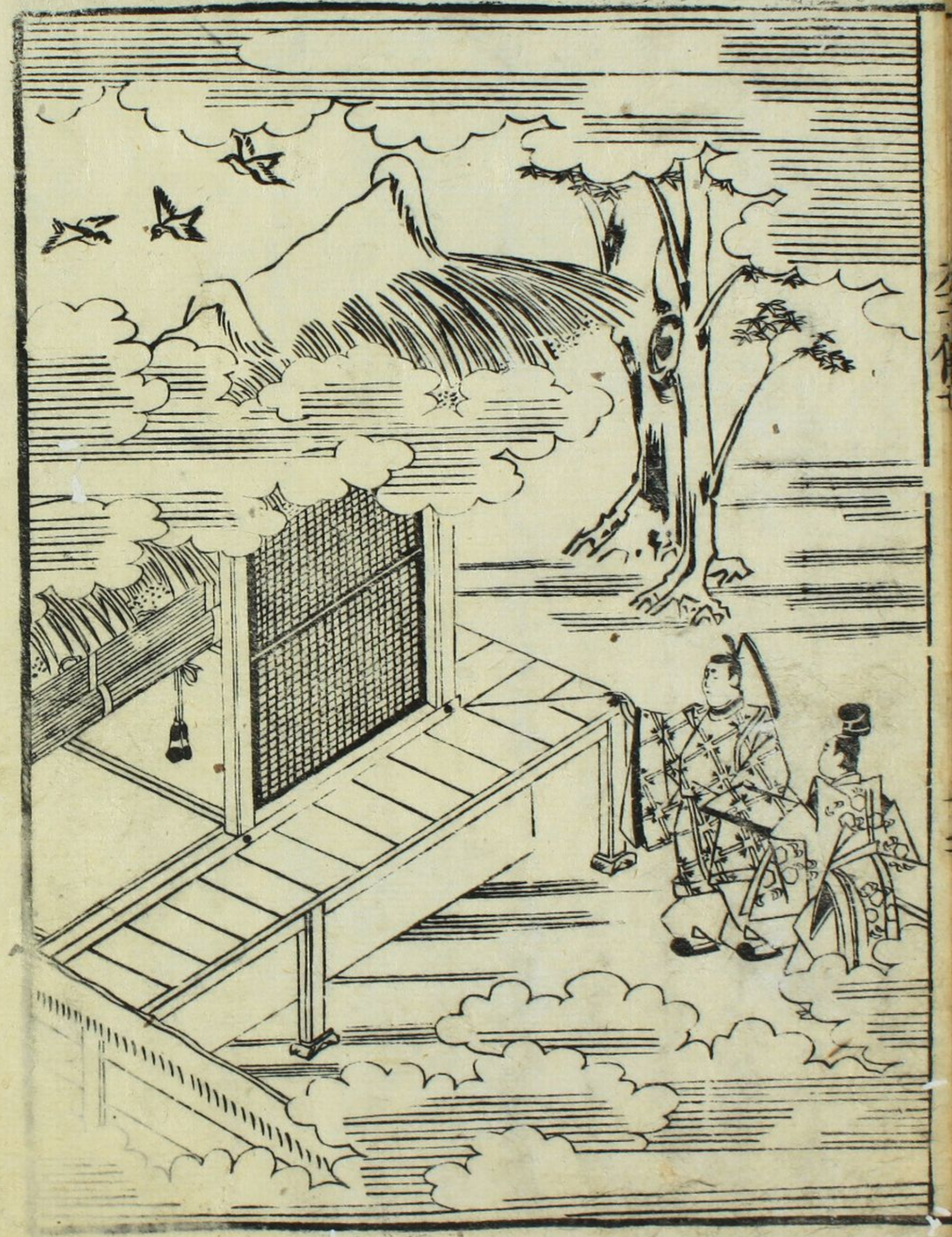
むけいきたれと久しきまあめあまのく新野の
帝れ命ととくは兵給ふ圍てかかしくとてさう
ひとてまつらあゆあも人三百余人のけとら
て日幸にわたりあると十月はゆ廻し又給ふ乃を
突と産船はゆとてゆかれ國まてとてさうり
そあち新野國とて又任那とれと幸のあり
みさうりあしてしりくさあひあひししし新
野と虎濱のあよあさうあかのあまひり



太子元業卒周祖古天皇九年春二月班鳩の行ふ
 しめて宮をばしつゝと給り法隆寺に奉る事あり
 而も其の末なる榎本あり班鳩ありまゝゆへあり
 の名にまゝして太子元業の給ひあり宮の名に班鳩
 名とまゝなり也と宮にまゝなり又その事なきあり
 しめて外給つらと太子元業の給ひあり宮の名に班鳩
 名とまゝなりとまゝなりと知る榎本天皇は元業の
 みまゝにのりありとれはまゝなりとれはまゝなりとけり
 事らと四葉のまゝなりとけりけり給ひまゝなりとけり
 よひみまゝなりとけりけりけり法隆寺とまゝなりとけり
 事ら元業班鳩宮とまゝなりとけりけりまゝなりとけり
 りとけりけりまゝなりとけりけりまゝなりとけり

としきりなり内印の痕教と申すの如く幾世もあ
 りなれば近頃のてあやみあひ果てたものなり
 然るもくつるやうに作るを家訓の儀志や
 て位太子にひそくおとけくもてんてい
 天下とあさき路なりま下れ重徳と申す事ハ
 かくあぬをてゆるにゆえはけりふか
 ありくゆりしとあはれはまよふて
 ままうとていんてやうにひきそ
 られあつて
 ともあさくは序時とありしとま
 まであつて
 としきりなり内印の痕教と申すの如く幾世もあ
 りなれば近頃のてあやみあひ果てたものなり
 然るもくつるやうに作るを家訓の儀志や
 て位太子にひそくおとけくもてんてい
 天下とあさき路なりま下れ重徳と申す事ハ
 かくあぬをてゆるにゆえはけりふか
 ありくゆりしとあはれはまよふて
 ままうとていんてやうにひきそ
 られあつて
 ともあさくは序時とありしとま
 まであつて
 としきりなり内印の痕教と申すの如く幾世もあ
 りなれば近頃のてあやみあひ果てたものなり
 然るもくつるやうに作るを家訓の儀志や
 て位太子にひそくおとけくもてんてい
 天下とあさき路なりま下れ重徳と申す事ハ
 かくあぬをてゆるにゆえはけりふか
 ありくゆりしとあはれはまよふて
 ままうとていんてやうにひきそ
 られあつて
 ともあさくは序時とありしとま
 まであつて
 としきりなり内印の痕教と申すの如く幾世もあ
 りなれば近頃のてあやみあひ果てたものなり
 然るもくつるやうに作るを家訓の儀志や
 て位太子にひそくおとけくもてんてい
 天下とあさき路なりま下れ重徳と申す事ハ
 かくあぬをてゆるにゆえはけりふか
 ありくゆりしとあはれはまよふて
 ままうとていんてやうにひきそ
 られあつて
 ともあさくは序時とありしとま
 まであつて

木下傳一



木下傳一

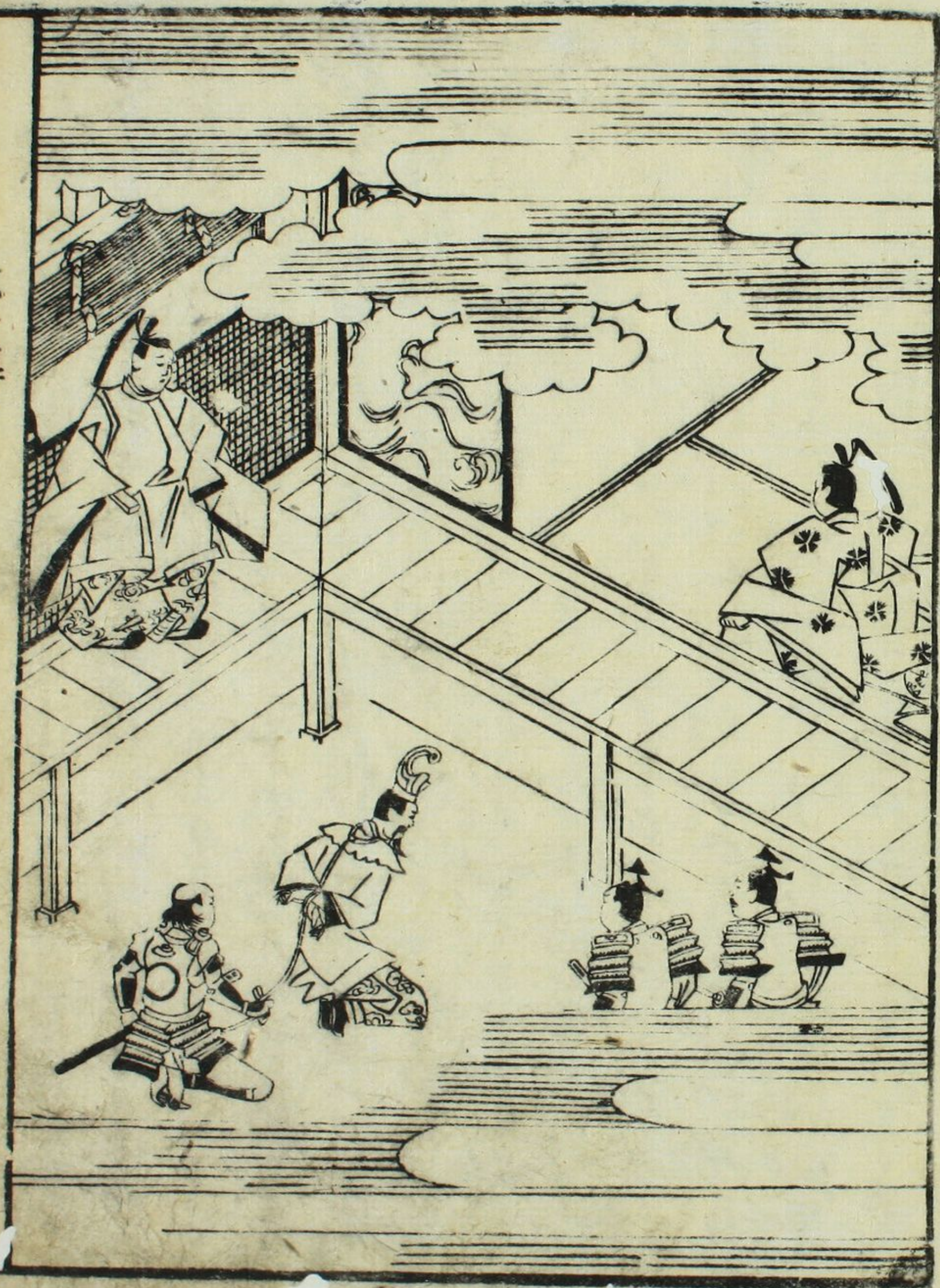
ありかたせせらしとあらねばすあつらう教乃せむらうの家
 とはくらんとそむくれん民とらうそ先あた一
 のゆのそむやんやちかぬそくそ人そ万民のそ
 ありそれらうそはくしてあに一方の利益をそ
 ぐり一機具耶せれそ人そたそ海邊のそ悲そ
 のそふされそくそくそくそくそくそくそくそくそ
 かり縁附耶滅の時そくそくそくそくそくそくそ
 たりそ我なれ後あそくれあ方極業降そくそくそ
 文はくそくそくそくそくそくそくそくそくそくそ
 性のそくそくそくそくそくそくそくそくそくそくそ
 破壊の所方そくそくそくそくそくそくそくそくそ
 とくそくそくそくそくそくそくそくそくそくそくそ

へかたみきらしとらうそくそくそくそくそくそくそ
 りらそくそくそくそくそくそくそくそくそくそくそ
 降去極業そくそくそくそくそくそくそくそくそくそ
 らんとそくそくそくそくそくそくそくそくそくそ
 つし大國と小國と極業と極業と極業と極業と極業と
 見えの儉物と極業と極業と極業と極業と極業と極業と
 やりいそくそくそくそくそくそくそくそくそくそくそ
 家納の聖法と極業と極業と極業と極業と極業と極業と
 やりそくそくそくそくそくそくそくそくそくそくそ
 せむらうそくそくそくそくそくそくそくそくそくそ
 ひそくそくそくそくそくそくそくそくそくそくそ
 さ甲中と極業と極業と極業と極業と極業と極業と



新室と他遊其カ一三百天ノ常衣殿とそ河原
 常衣殿付る天下水是と天とふ痛と滌する本ハ
 心よりそれあら所と遊んで能人乃者あらる
 友や朕子一殿と他一人と秋さる探本派ふあり
 能まとも表の如くは事とありひ作りて能本と
 心より大由の如く春よは辨達奏とくしうくそれ
 故乃秀方斯初の定室をこくしうくわう法一室
 定室と所くして能居とくはくしうく大室着て
 のまよりく朕存能はくくむくくくわうわうわう
 居べくは志の事とも定御う務ははわえ湯とおわりと
 のこまよりく定室と本室とのまよりくはくくは春目と
 をくひらくは奉御とくくはくは丸ははわえと殿

氏れ就どつりれ之從遊と申しくまうはつて我の
 上宮太子般世菩薩と名のうまうりて自燃す
 成り慈念花世のなりひぬく因乃はゆえとて
 人乃とまんとありれまのあひとをみれり
 瑞穂の宮とば志らくもるじやうとて
 おりめはまごうらるる
 三月太子養育して言業百濟よ作て汪那とて
 きこくかあめりまめりら大儀の吹散すは
 とあ園よりけうの故九月新経は簡牒者射馬
 りつこまのりまのらとてきこくはつた
 河をんての太子養育して上野園より
 考へて





乃一若神變とありあまの御孫の御實乃方れ天り
 宗の里とてお現せり一先又おはけくのちの儀乃持が
 とらつてお現せりゆんれよりのて天子はさのんて
 息とあがりりしゆんれよりのて天子はさのんて
 此の儀乃持がひくくおはしてあまの御孫乃法
 別寂靜浄海ありて無二の相あるよあまの御孫乃法
 とらつてりんあめれゆのて大の神とて示現しり
 小法性不二之色乃の寂光浄去よわがかりかり
 ちのりともて浄光無同れ柳せハ巨海のさるにひり
 とやまらるるやまらりりりんぬねねは船とて
 うを給ふそのら圓司と浄とてはやくとれり
 星を天よお現とるあがりゆのねるのちのり
 横

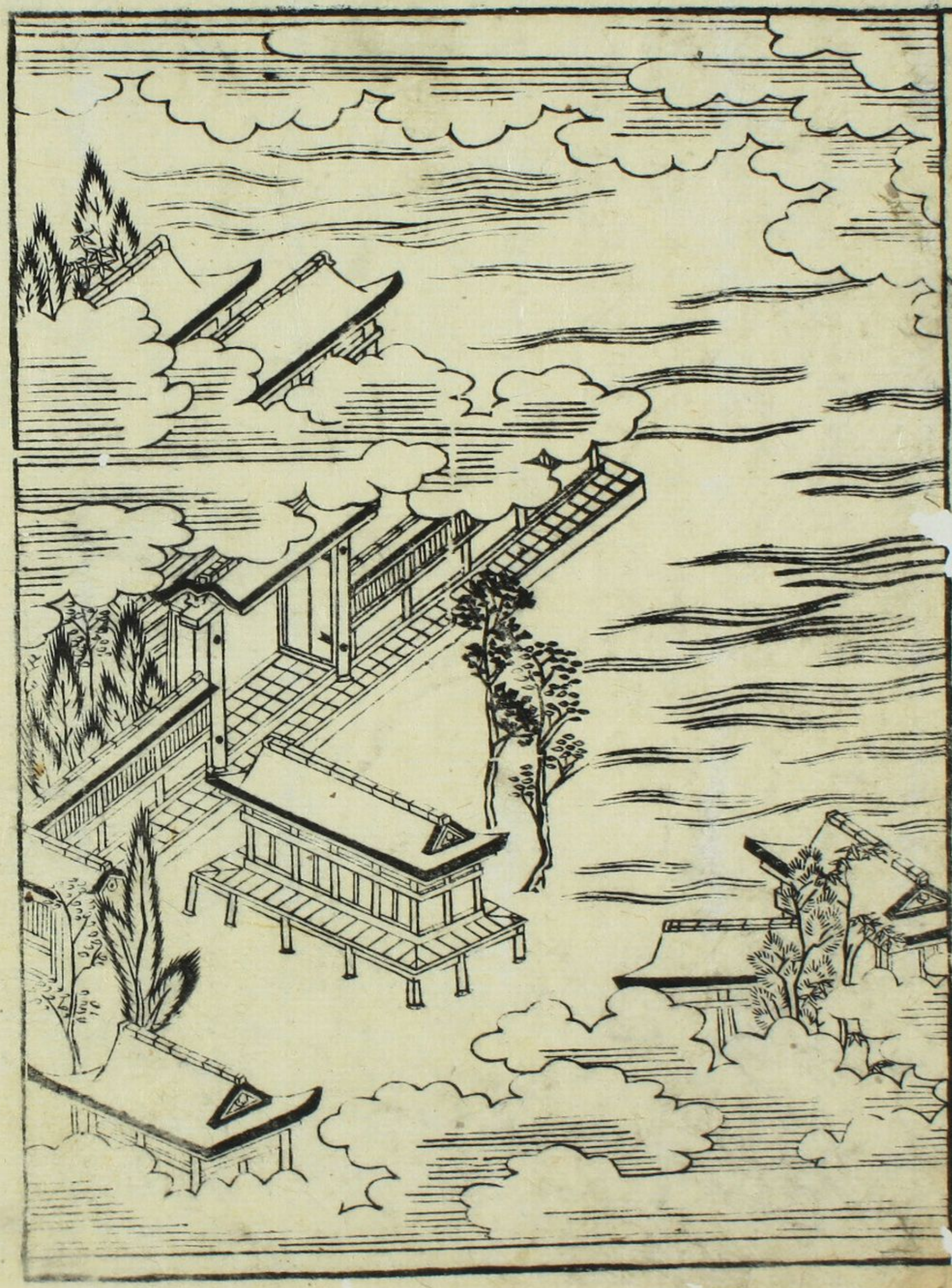
の終とらるる活中に於ては、か既くこれの二天の美と
 くしうこそそまふんして万民同欲をあらうしうまう
 らんふとていひゆりある時ふ國月のありと天奏
 とその時推古天皇を教へんとおとらうしう下聖
 法太子ふ清らふとありし終を太子ふ奏しう
 のありしうしう神これきかしてありと天照太神
 同祚の是神らり中地久を定成の法古の業
 周遍法界に盧舎那仏やといふ中、る法界
 龍王の息女たり彼龍王は口の息女あり中、の息
 女八年くしてめて八葉ありして法界一葉に功あり
 らんしてすまやりに南宮を去塔せ釈に即成佛と
 ころへし龍女といへや中、の息女たりとありし終向

してありしうしうの佛法ありしうまは
 まりつと万民と利益せんをあらに安養に嚴密と
 東洋利せしめらるしに志ありし終ふ中、に息女を地
 神の代りたりとありしうしう近江の湖の上にはうしう作
 生駒とわろ利地の君地は志ありし終へり中、にれ
 息女を東國相模國乃海神は、は海神とてありし
 て古佛の法をまゝに業に中、地とてしうしうまは
 大弁の天女と志きんしう大徳はふれ終、春屬と
 上首とてしうしうに東洋利せしめらるしうか久神將とあ
 られ終つりたりとやく終、君教とてありしうしう
 てあがめらるしうしう終、ふきりの也と天奏し終
 つし推古天皇とてありしうしう清信教ありしう南國のあ



司とありて守り給へば、彼教の大明神とありて
 此のり時神の神事ありと云ふ
 奉寄進嚴嶋大明神御座敷當國中水
 田一千七百八十町、并修理松山八千余町右當國
 之國司毎任可捧上分田全不可輕神威及未
 作社歌破壞之時國司必給天奏然國中社可
 修理其間枝木松皮等不可運上京都一町子
 推古天皇の御代とてその嚴嶋乃廻廊一百八
 十間波のうらにはくらとて此の社にうらみありて
 造立せり給へり
 大宮櫻現々大日河孫良善賢孫勅等也中宮
 八十二面客まゝの足沙つその介れまゝ法神を新迦

葉降不動地蔵あり、御宮八樹大菩薩ありて
 のしく大木法神あり聖徳太子此の天奏よりて
 立ちてありてありてなりなりとてありてありて
 神國ありて從古々々成の菩薩とてありてありて
 爲此化といはれども悲に神ありてありてありて
 法中現大明神廣度衆生じ、釈尊の御世あり
 此の一會ありていふ聖聖等みありてありてありて
 におおせ神ありてありてありてありてありて
 人の争ひてありてありてありてありてありて
 教綱よありてありてありてありてありてありて
 八八お成道の末縁とてありてありてありてありて
 これ法仏の巧のありてありてありてありてありて



三十一

三十一

變化れりまゝなりとあり星宿痛としてして依教
 依のぬえ頼りて日神天よりやまて四刃十懸乃
 我とけとまゝのまゝにうらやまて生れとてあつけれ
 しとてぬりて一懸離せ死の戒めして精との後と
 候りて神算印ふるゝ恭敬すあまらるる系席より
 らりて淨去らるるふあゝに勅りてまゝらるる場あり
 とまゝのけれしとて一切の神の法にのそれ法に本地みか
 られれば古のゆき久成の葎法たりとていふやゝ如きあ
 利を本地一神ありて眼月の美名也水とあまらる
 りてまゝのけれしとてまゝらり聖徳たるまゝのまゝに
 神國よは書せありて天懸る神の所分御孫とまゝら
 日事由申れ神算は法系とあてまゝらるるまゝたあ

太子傳二

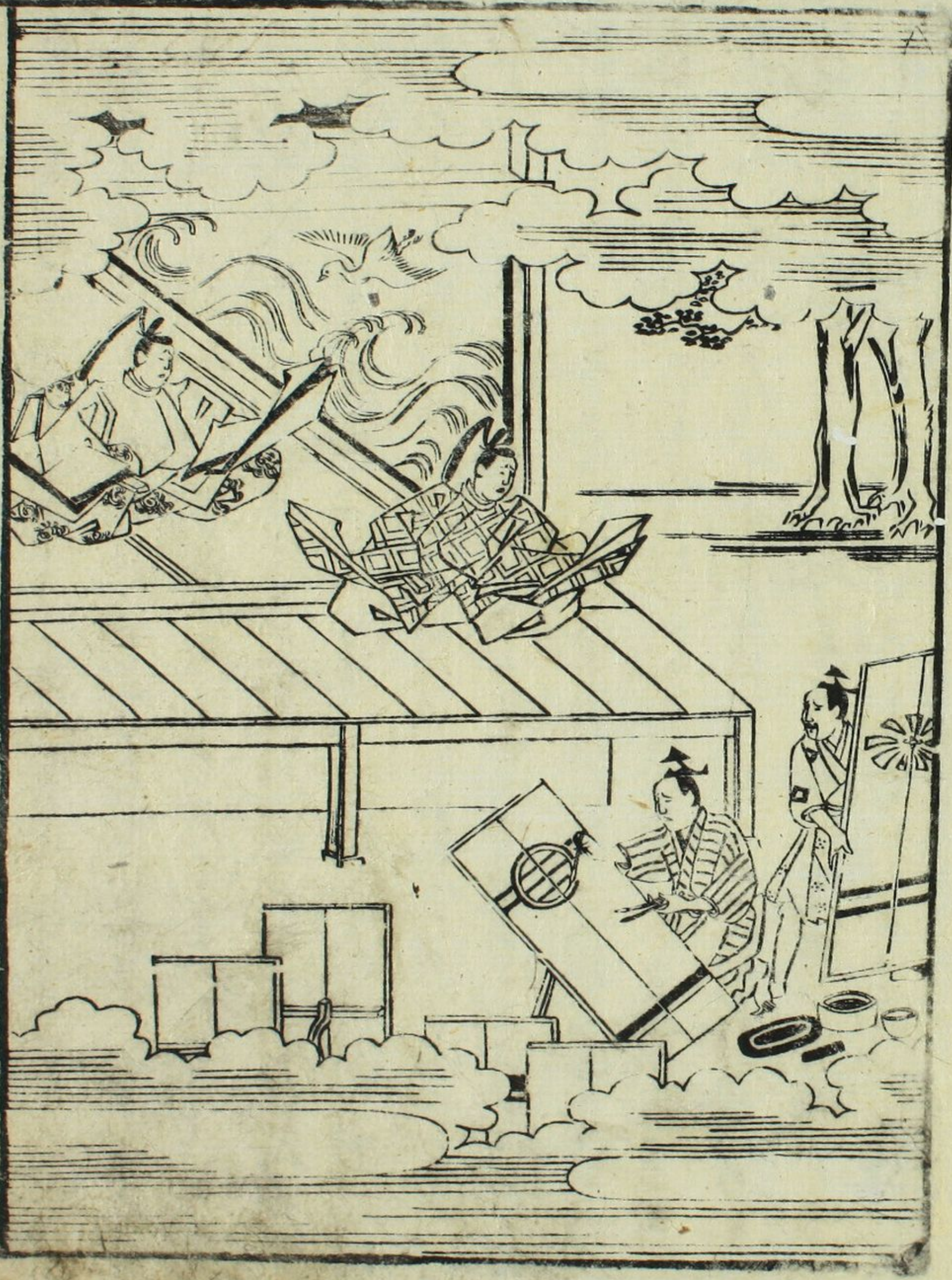
三十一

了王法と字りと能生利益一々如えの徳を
 施ししるすつと心留と天神を法性房と意和尙
 小佛檀の物とあり松尾大時神の智徳を子空也
 上人智徳大所正師上人般若の衣とあり法華
 一巻の法味とありたすひかれし神宮札あり
 三井寺の隆慶寺等々八講の法席とこの日と
 本地実相の西河とあり雲迹和光の巻とあり
 て靈験ありしに利をすくはらんなりとあり
 ハ実東土のこの菩提樹現ハ満願上人はゆして國
 家の信守とせらるるなり民と利益し給なり伊豆志
 満の現ハ法航上人は契り如光此利をすくは
 りと東代の天神とあり三時大時神ハ法華經門

傳心一海して仏法の法味とあり如光の巻とあり
 夫給なり北條乃ゆけ前後の徳とありぬれ
 國にもは大時神ありはありあやふ厳格大時神とあり
 右子よ契りし法の真際とありなり給なり
 圓孫大時神を教小大徳とあり十、仏法を止法
 味とありての民と利益し給なり正師圓は三尾大
 時神なりはは作生時大時神ハ後行者なりとあり
 王のあ徳と利益し給なり如光の白山妙理檀現と
 春法大所とありして秘密法味とあり日本れ仏法大
 院外天神とありられ給なり越中一圓之山檀現ハ
 具上人よりなりと地獄の苦患とあり一切の
 せに厭離心とありとありとありとありとあり

みるりて病より治めたるまゝていつくこれ新羅の奴
 ののろふ家ゆへなりと冬十月百濟の僧祝勸素りく
 唐の書夫文地理格の方書とすなり別書生三人
 と名くひて祝勸又聖しむた子の曰ふあじう
 いまう一耐々の僧と云ふすなりと常に格の方術
 と名くき常飯乃長と云ふと又云ふはまねりや
 國十月書藤乃僧陸靈聰と云ふと格と云ふの
 くつりて遷く来れりや又人ふくつりて路
 くまひひの同法ありと





太子三十二歳推古天皇十一年癸亥年去来同王子
 紫子く菟一経の太子の四弟乃奴一經は將軍と
 叙し以て冬十月天皇少皇田の宮に遷りて經を
 子法之法師と命して安宅經と稱せしむ十月五
 日楠宮に遷りて經と造り撰り法をしむ十二月五
 日の後と經を一経と稱す太子は悦びひびき
 太子三十二歳推古天皇十二年甲子年夏の法一經の春
 地法師を推古天皇に召し奉りて經を造り撰り
 寫經の經を大聖に寫經深きものありに法師世法
 につらきをてみゆぐりて經を造り撰り法をしむ
 みかろけ仁義礼智信の五常と名せしむりて經を
 るりて世に三有の書海と名せしむりて十方世書と稱

亦に漸次時を以てとてとらとめ、様々なるもの
乃通を以てくもつとれど、うらと成三教に法を
十九種より、其の常麻の物より、ゆえ乃神とく
し日域序郡のさひあを、わえ乃とくこと、その書
薩北慈母のうらとくこと、無世の生法とく、その
神法とく、聖志の化儀、いすあつく、そのこと、
縁法、いそれひつで、そのこと、あつ、神とく、
其のうらび、神、天下の、その民、その事、その成り、
そのこと、その法、の規模、その十七の憲章、
そのあり、その書、その四天王、その神、その神、
そのこと、そのけ、そのこと、その事、その事、
再三、そのこと、神、その事、その事、その事、
その事、その事、その事、その事、その事、

そのこと、その事、その事、その事、その事、
憲章とて、その事、その事、その事、その事、
そのこと、その事、その事、その事、その事、
飛とて、その事、その事、その事、その事、
そのこと、その事、その事、その事、その事、
て、その事、その事、その事、その事、その事、
王法乃規模とて、その事、その事、その事、
そのこと、その事、その事、その事、その事、
間、その事、その事、その事、その事、その事、
そのこと、その事、その事、その事、その事、
と、その事、その事、その事、その事、その事、

くに清感ありて末代も法の規模ありとて高僧は
 群衆を命じて二傳を書き寫してあせ問は披露と
 有り終つりたまふの法自第此法書勅封と付く法
 傍幸の書實存ありとせられとらんぬ二傳とのりて
 とうり末代は清くしてせらるにあつて清く
 であつて政道乃らんふを存ゆへ弘仁元年の
 四天王寺二階の金堂に懸けたりとのりて
 弘法大師の御書とてあ書ありと終つり貞永
 年中に実ある被す七ヶ条に三條に在りて
 一ヶ条ふありとこれ式目とらむとらんぬこれ
 しく日名女の所とらむとらむとらむとらむと
 くにありいとせられとらむとらむとらむとらむと



大寺傳

の説者曰く、一曰 辨化衆二曰 弘法乃二道の三曰 仁の
あり終るにありとせり。故乃りもろとせり。とては、
先と終るにありとせり。とては、

先と終るにありとせり。とては、

一曰 以和為貴。無怙為宗。人皆有黨。亦少違者。是以或不順君父。作違于鄰里。然上和下睦。

諍於論事。則事埋。自通何事不成。

二曰 篤敬。三實。三實者。仁法信也。則四生之終。歸

萬國之極。宗何世何人。悲貴是法人。群為惡能

敬從之。其不歸。三實何以直枉。

三曰 兼詔。必謹。則君天之則。長地之天。覆地載

四時。順行萬氣。得通地。欲覆天。則致壞耳。且此

以見言。長兼上行。下效。故兼詔。必慎。不謹。自敗。

四曰 群鄉。百僚以禮為本。其治民之本。要在丁禮

上。不禮下。弗齊。下無禮。以必有眾。是以君臣有禮

位。次不亂。百姓有禮。國家自治。

五曰 絕貧棄欲。明辨。訥詔。其百姓之訟。一日千事。

一曰 尚介。况年累歲。須治訟者。得利為常。見賄

聽。讒便。有財之訟。如石投水。乏者之訴。似水投石。

是以貧民。則不知所由。臣道亦於要關。

六曰 懲惡勸善。古之良典。是以先哲人善見惡。

必匡其諂詐者。則為覆國家之利害。為絕人民

之鋒。劔亦佞媚者。對上則好說。下過遠。下則讒

謗。上失其如此。人皆無忠於君。無仁於民。是大亂

本也。

七日人各有任掌道不濫其賢哲仕官頌音則
起姦者在官禍亂則繁也少生知克念作聖事
无大小得久必治时无急後遇賢自寬因此國
家永久社稷勿危故古聖王為官以求久為人
不來官

八日群卿百僚早朝晏退王事靡盬終日難盡
是以遲朝不遲于急早退必事不盡

九日信是義本每事有信其善惡成敗要在
信群臣共信何事不成群臣無信一事悉敗

十日絕忿棄瞋不怒人違人皆有心心各有執
彼是對我非我是則彼非我必非聖彼必非愚
共是九吏耳是此之理誰能可定相共賢愚如環

至端是以彼人雖真還恐我失我独難得從
衆同舉

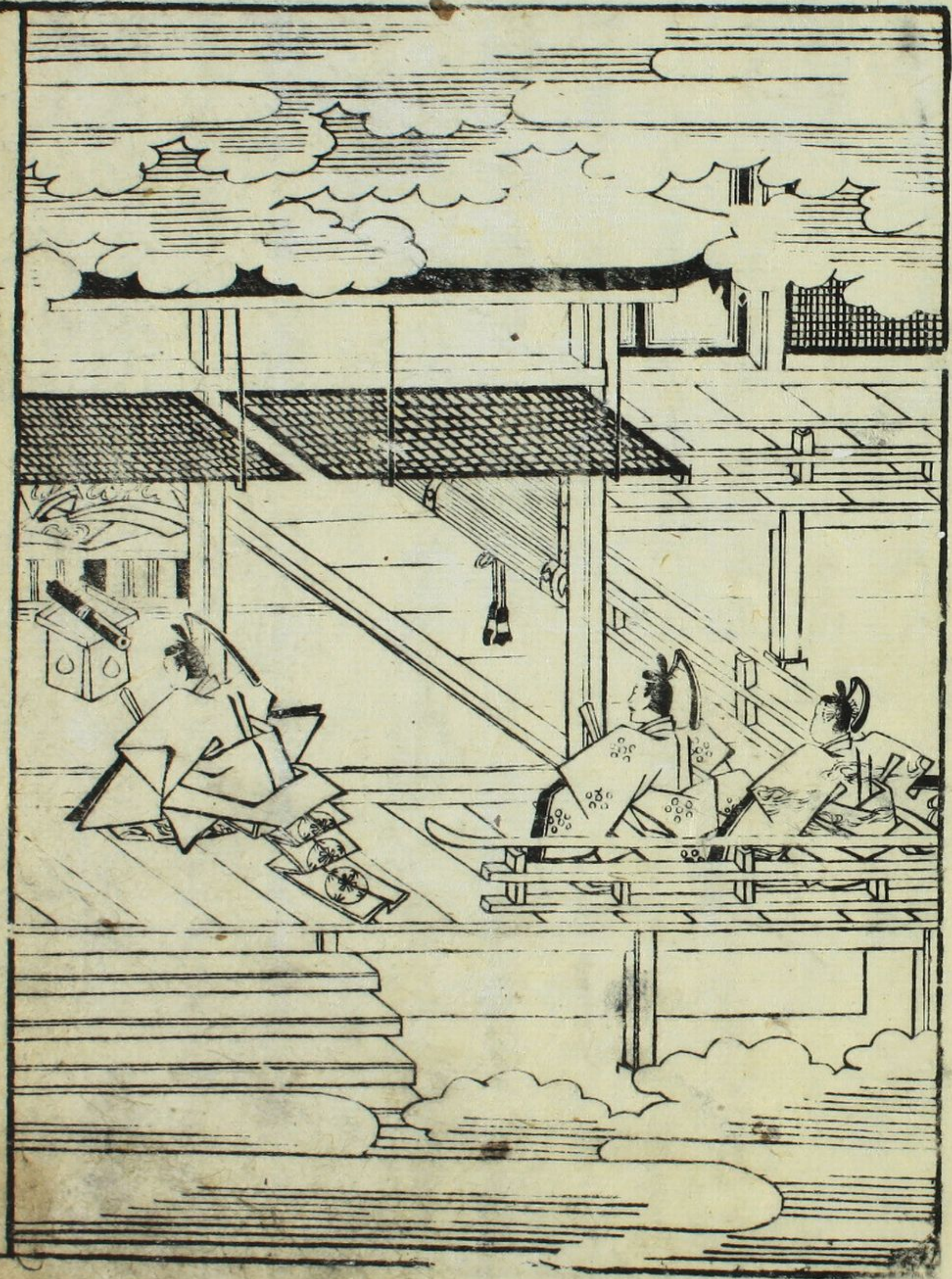
十一日明察功過賞罰必當日者賞不在功罰
不在罪執事群卿宜明賞罰

十二日回司國造勿教百姓國靡二君民无兩主
率土兆民以王為主所任官司皆乞王后何敢
私公賄歛百姓

十三日流世官者同知職掌或病或使有關於
事然得知之日和如曾識其以非與聞勿妨公
務

十四日群臣百僚無有嫉妬我既嫉人人亦如我
嫉妬之患不知其極所以勝智於己則不悅

優^ニ尤^ク於^テ己^ノ則^ト嫉^ム妬^ム是^レ以^テ五^ノ百^ノ歲^ノ之^レ後^ノ乃^チ今^ノ遇^フ
 賢^ク千^ニ載^シ以^テ難^ク待^テ一^ノ聖^ノ其^レ不^レ得^ル賢^ク聖^ク何^レ以^テ治^メ國^ヲ
 十五^ノ日^ニ背^キ私^ヲ向^キ公^ヲ乞^フ臣^ノ之^レ道^ヲ矣^ハ凡^レ人^ノ有^ル私^ハ必^ズ有^ル
 恨^ハ有^ル恨^ハ必^ズ非^ズ同^ノ非^ズ同^ノ則^チ以^テ私^ヲ妨^グ公^ノ恨^ハ起^ル則^チ違^フ
 翻^シ害^ヲ法^ヲ故^ニ初^ニ章^ニ云^フ上^ノ下^ノ和^ス睦^ス其^レ亦^ハ是^レ情^ノ歎^ク
 十六^ノ日^ニ使^シ民^ヲ以^テ時^ヲ古^ノ之^レ良^ノ典^ヲ故^ニ冬^ノ月^ニ有^ル簡^ヲ以^テ可^ク
 使^シ民^ヲ使^シ春^ニ至^ル秋^ニ農^ヲ桑^ヲ之^レ節^ヲ不^レ可^ク使^シ民^ヲ其^レ不^レ農^ム
 何^レ食^ハ不^レ桑^ハ何^レ服^ハ
 十七^ノ日^ニ大^ノ事^ハ不^レ可^ク獨^ニ斷^ス必^ズ与^テ衆^ヲ沮^シ論^ス小^ノ事^ハ是^レ輕^ク
 不^レ可^ク必^ズ衆^ヲ唯^ニ遠^ニ論^ス大^ノ事^ハ若^シ疑^ハ有^ル失^ハ故^ニ与^テ衆^ヲ相^シ
 辭^ハ則^チ得^ル理^ハ矣^ハ



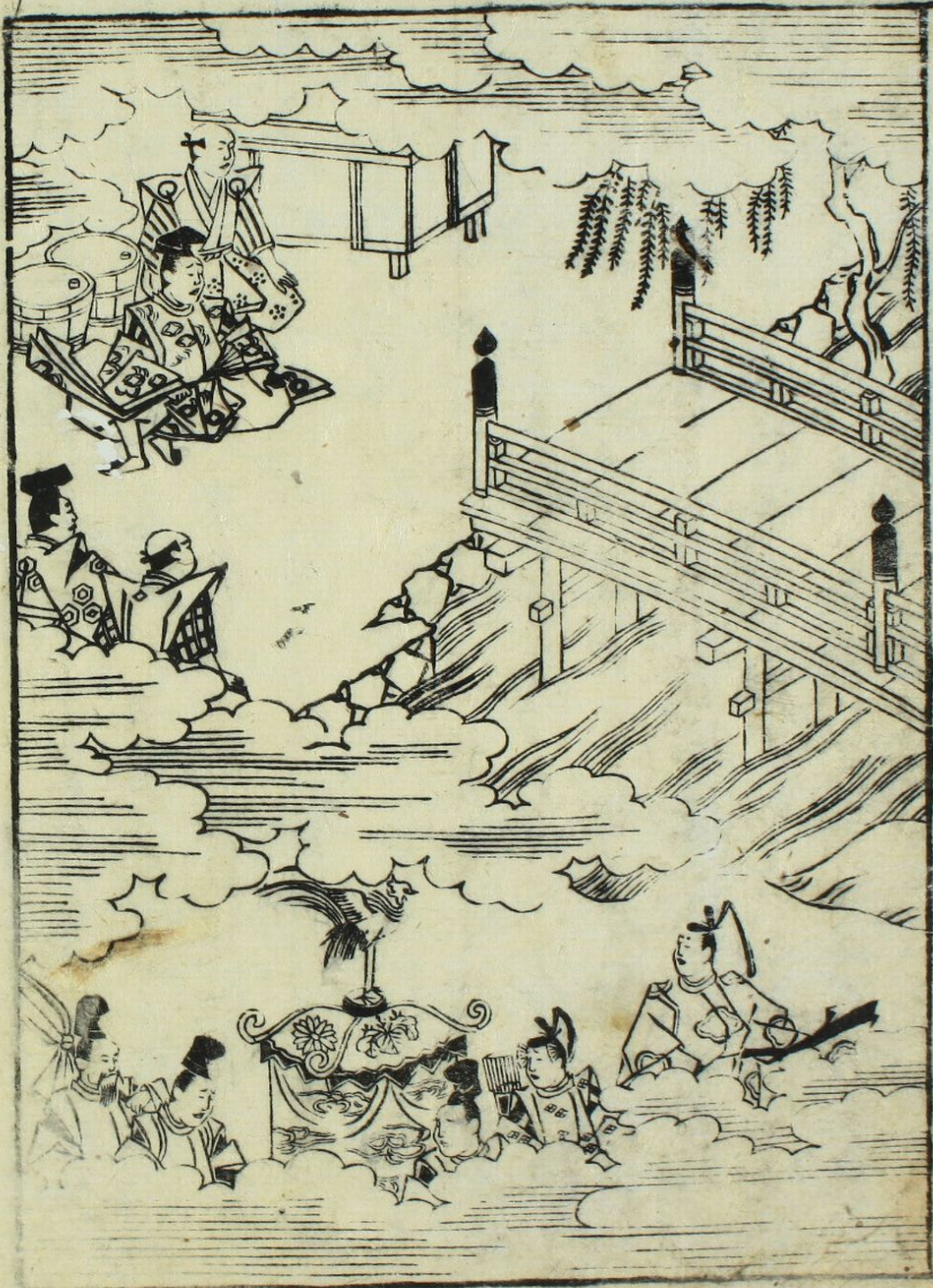
天皇太子悦びあまふ群臣を召く一本と号して取
氏漢傳ふ天下大ふくはるく秋七月朔乃れとあり
すしあ終ふとすし宮門は若入せんふた女のみまを
ひを押ぬの脚と跪て國と越ふとの終るる

右子二十三年甲子歲秋八月山陰國楓野大堰の甲子
秦ふ漢よりあへて終ふ事太子班鳩宮にすしりく
て秦川橋とゆつてのあへりく朕去來不思漢の
君と交とんくはるく終ふとわらふ事十餘里とあり
て一のあ絶ありそのあふ楓乃林枝とありそのあ
いふありくこうとありの林乃中に空虛なる柵
あり六百の災聖とありくはるくはるくはるく

幼の言をききとつて常に流法をせしむるに
ありくはるく終ふ川勝清多ありとせめていつくはる
ありくはるく終ふ事十餘里とありて去來不思漢の
ああり柵林の中に空虛なる柵ありとありて中
に柵ありくあはるく終ふと事部也とありて燒侍
れどこのあはるく終ふと事部也とありて燒侍
したるのあやしくあはるく終ふと事部也とありて燒侍
しつゆんあはるく終ふと事部也とありて燒侍
らびとあり先守とありて燒侍とありて燒侍
和の言と終ひあり白泉川乃川原より一宮をせ
しめはるく終ふ事十餘里とありて去來不思漢の

都てのさうりくされた和の中心時域少
うの異地仏法と王法とを治て神皇
の異みまらより致すべし辰巳の方れ山乃
自に稱如也兼持法輪の天皇明禪
乃後一百年とをくしん王四十五代の
佛とほらり大
伽藍と作らんとのまきひかれ小野大長これ
と記録しありたりとはあふ未承記の記し
をくりり取武天皇としんひて自を
一乃大伽藍の東大寺と建立し令洞の十
六丈の盧舎那仏と安をし終ありゆる日
を治橋とをくた子行あり終あり

の平等池の異地をまらうしてのありく
乃後四百余年とをくしあの伽藍と建
をり地ありとなるあひをし人王
古代のみくと一系のは時津の白長
終として寛弘八年にの平等池と
相野大堰の里より宇治川をして
了なるをしをてのていの藤原
乃中にみらるるをとの洋をし
その時右なるの侍はよの川
うんはりの素始は帝は氏族を
うとそれ家を終をしての編を



新ゆつた衣服羨研るりそれ天下國をぬれ
 其の秋よつとて川橋の春属各去子に
 養と歎し宴とそく巻をもる陪後幽へ儘
 已上二百許の人皆しらぐり
 己にうらぐらび路ふ

その日山嶽園大素桐野大地の里に
 多ありて楓林とて流るるに
 の中に空座をら松ありあり
 せりるみ百の賢野原漢並
 満一常に天人光満とく
 多ありて路ふ思懐をる

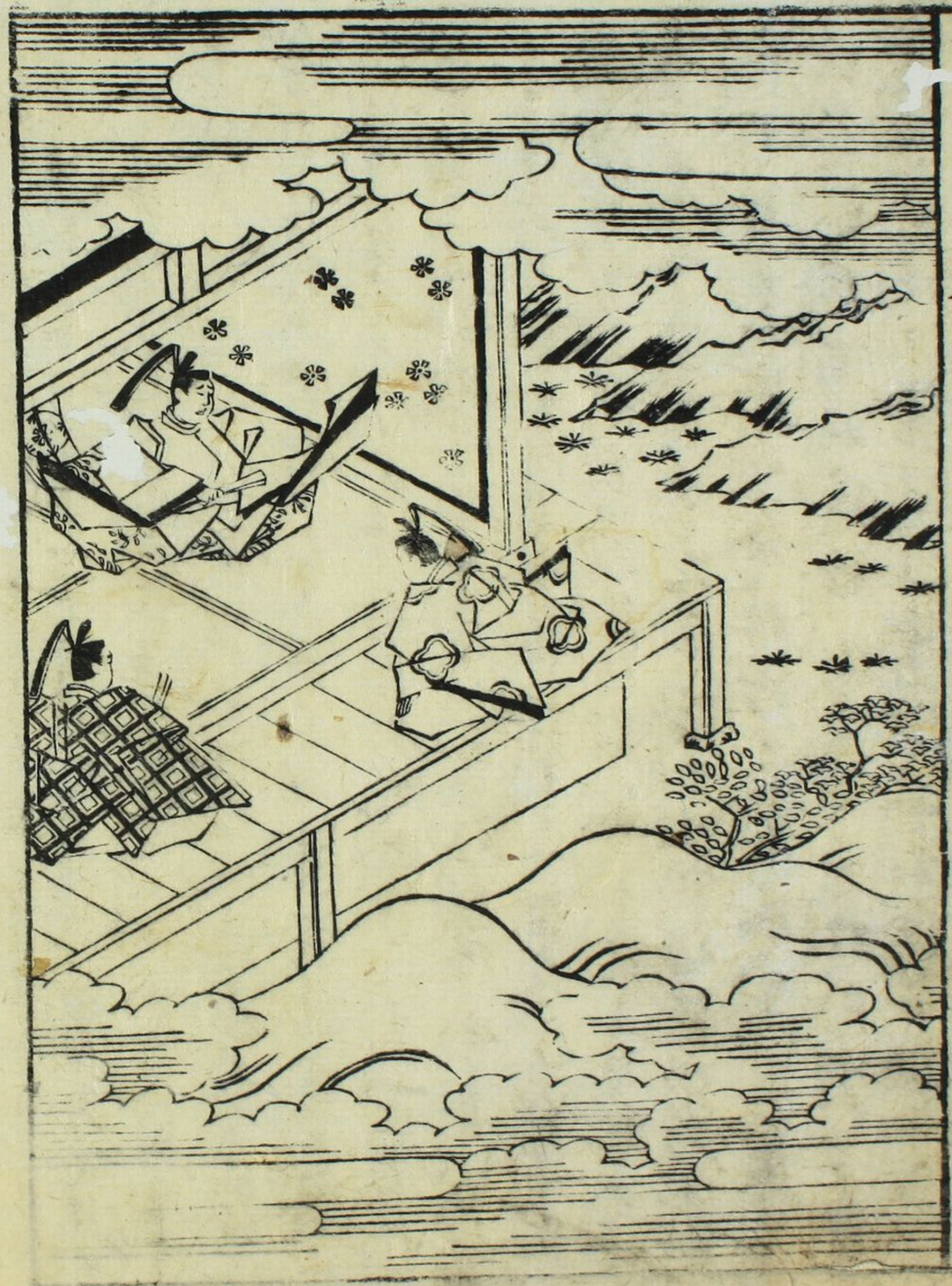


びあまた伽藍と建ちまへしやあかりて
 まけ假乃宮ととあまをせまうふ不別ふて遊
 とりぬたるふ假のまふまうてなたの侍渡に
 清くのみあまうてなけ地と相らるにあ中のあ
 地をり電を閉て赤薙れ地ふを塞て去武ま
 あり河そのあまうてらと東にうがれく
 とる岳の上の竜神 家宅とありて常の
 そして守護しあまのふふふふふふふふふ
 靈の神とあまの四神相意の靈地ふして
 あまの伽藍守護の神明流かいたるを
 まうて現しあまのふふふふふふふふふ
 まあまのふふふふふふふふふふふふふ

して舊軛とありていひ佛法真際とて伽藍を
總てくんとを長泰の川後より命りてこの後
系長泰の感して不思議の霊地と事なりけり
よ大伽藍と建立とすし海よりくくまきぬり
をくとの宮なりとすらうとすらうとすらうとす
崎の宮より還許とありし時よりとすらうとす
ふ再三儀式とてこの人許ありとせしとすら
ぬ年一色とてくく又なるとすらうとすらうと
不道に隙ありとせしとありと編と廣隆寺に
藍河造営の事ありと推古天皇十三年小太
子百濟公の入法師と修く結んと訂卒と

めて班鳩とありと長泰にたりと伽藍と造りて
同天皇廿四丙子年にして二十三年と廢て令
堂海堂常行三昧院法苑三昧院安養堂毗沙
堂千手堂鐘樓藏樓門迴廊僧房食堂と
いふとありとありとありとありとありとあり
於七月に新苑國の大正と推古天皇に献しな
る令制の勅勅善養の像石と二尺許る長泰
廣隆寺に安置せしめとありとありとありと
時とありとありとありとありとありとありと
く弘儀靈異ありとありとありとありとあり
く清淨の堂に安置して慈と澤とありとあり
とありとありとありとありとありとありと
廣隆寺

六二傳二



九三傳七

金堂の事等に安座し、神乃戸帳とくまをくまの
 了て垢穢不淨い人よりくまの深せしむ事
 ありれと後世の記し傳へけりといれ、然るもあて
 伝前より戸帳と魚よりくまありけり、勸意を今
 在廣隆寺金堂浄厨子の内西方に安座し、て
 現なせりといふ推古天皇と十一年に百津よより渡し
 て、まゝら金網の如き輪船を一艘に、小銀白の
 窓をまゝし、て秦川橋に附屬し、終日舟中
 推古天皇已亥、皇太子治法天皇、我有るは
 佛像、得是佛像、以奉神、時秦川橋と曰、神之
 便定、仏像、因以造、神園寺、くまの蛇、あつとくま
 廣隆寺、しりくまのくま、は佛、像の如き、輪船、なるくま、こ

大傳一

令靈沙厨子内奉方に安立しき限存せり入概
 きたり廿七年太子十八歳にたまふへ沙厨子より
 くて寶塔の心柱として舍利と納め懐蓋等と
 して莊嚴して伽藍乃作養食と執行ひ常任此
 僧侶一十口とあり少治ふと小寶塔の供回十口
 の僧とせゆりあり時の眞瘡よりと大室七十房
 小室七十房ありとくとも十口のかと云はる僧
 といふなりとい内太子お戒してのありく常任
 の僧十口のかれ僧らとせゆりとも戒と存せざる
 羞慚と愧の聲を即日擯出せりしこれとも
 以て恒例ゆして後昆に祀し修するくとのこま
 ひ別寺のまふ水田三十町寺此後の山野六十町

と太子廣隆寺のち修よあて修ひのありたり
 又推古天皇此奉修して寺修沙厨附の論旨
 に曰柞奉寄附廣隆寺る限田園の事東
 限東山限西限山限南限限流北
 限山右奉為天子玉柞安穩天皇地久眞隆法
 廣作仏事也と又太子沙入滅の後推古天皇此
 一年於七月新羅公乃大王子大使志未智
 洗余と日本國へけりして仏像懐蓋等と献
 しててさるる推古帝勅して仏像とたまふ廣
 隆寺に納めりあり佛像とて於率此景茶
 苑あり太子一周忌の沙厨子柞と推古天皇の勅
 によりて寺より執行ゆり也太子みゆり取都

一、高上寺、經廣隆寺、廻廊の内、是處までこれ
と太子堂と号するなり也、それ廣隆寺ハ聖徳太子
と本國よりくめて八ヶ所の大伽藍、清建立乃、一
みして推古天皇の勅、經乃寺なりと、素川、徳太子
子の命にまゝ、い檀越とあり、み、後、に、け、い、
氏寺と、素、經、一、ま、り、お、ま、よ、お、あ、く、仏、法、最、初、
の大伽藍、り、後、は、假、乃、宮、と、寺、と、し、て、桂、文、池、
の、ま、り、し、な、ま、り、ち、ら、と、太、子、み、の、う、ま、よ、と、こ、こ、び、
造、之、一、ま、り、ま、り、八、角、乃、佛、持、佛、堂、い、ま、に、現、存、
せり、又、隆、の、陽、帝、と、り、り、も、存、在、地、地、如、來、の、志、
極、經、乃、太、子、佛、自、地、佛、經、と、安、立、せり、その、り、
仏、圖、具、佛、列、は、編、起、あり、

太子假乃宮、中、レ、之、米、邊、に、次、中、と、名、く、を、地、外、
り、亦、一、ま、り、元、承、作、り、米、作、よ、か、る、地、と、七、ヶ、
わ、し、平、七、ヶ、考、よ、山、崎、四、ヶ、考、那、と、邊、一、ま、り、
佛、は、も、世、に、よ、地、乃、木、と、ま、く、太、子、は、河、邊、平、假、
終、り、和、と、お、家、に、邊、一、ま、り、太、子、楓、神、と、奉、
清、れ、お、命、本、和、田、山、あり、て、東、山、持、て、小、野、太、
栗、乃、邊、山、は、紫、や、あり、これ、佛、圖、建、立、の、瑞、相、也、
と、く、後、二、百、七、十、年、と、な、り、一、人、乃、汝、門、あり、世、
佛、堂、と、建、立、と、す、一、は、稱、氏、ハ、他、の、あり、
身、也、と、ま、り、滋、よ、人、會、と、十、休、延、壽、乃、奉、
齊、佛、正、昌、平、元、年、は、延、壽、の、勅、經、と、
融、刹、と、建、立、し、志、言、密、の、經、と、ひ、ろ、め、あり、

太子傳一

三十一



